

報道発表資料の配付日時 1月 8日 (火) 15時00分

発表項目 (行事名)	道有林における狩猟入林規制の実施について ～狩猟者及び道民の皆様へのごお願い～		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>昨年の11月20日、恵庭市の国有林内で発生した狩猟者の誤射による死亡事故を受け、道では、事故の原因究明がなされ必要な対策が講じられるまでは、森林内の安全確保を最優先とし、<u>道有林への狩猟入林について、これまでの規制に加え、次のとおり新たな規制を行います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道有林内の入林規制の概要           <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣捕獲等を除き、<u>平日における銃器による狩猟を目的とした入林を禁止</u></li> <li>・土曜日・日曜日及び祝日は、観光地や事業箇所等の<u>狩猟規制区域を除き可猟</u></li> <li>・規制期間：平成31年1月15日から3月31日（今可猟期間中）</li> </ul> </li> <li>○ 参考           <ul style="list-style-type: none"> <li>・国有林内の入林禁止措置（有害鳥獣捕獲を除く） 銃を用いた狩猟目的の入林を全面禁止 期間：平成31年1月15日～3月31日（今可猟期間中）</li> </ul> </li> </ul>		
参考 (配付資料)	別添「平成31年1月15日～3月31日における道有林内での銃猟規制について（道有林への入林について）」		
報道（取材） に当たって のお願い	狩猟事故の再発防止に向けた安全確保のための措置ですので、狩猟者の皆様をはじめ、広く道民の皆様にご周知する必要があります。 積極的な報道による地域への周知にご協力願います。		
他のクラブ との関係	同時配付	道政記者クラブ	
担当 (連絡先)	水産林務部森林環境局道有林課道有林管理グループ 担当者：主幹 山本孝司 TEL ダイヤルイン 011-204-5519 オホーツク総合振興局東部森林室 担当者：次長 干谷 浩 TEL ダイヤルイン 0157-24-6276 オホーツク総合振興局西部森林室 担当者：次長 澤口隆之 TEL ダイヤルイン 0158-82-2158		

## 平成31年1月15日～3月31日における道有林内での銃猟規制について（道有林野への入林について）

平成31年1月8日  
北海道

### 1 趣旨

平成30年11月20日に発生したエゾシカ狩猟者の誤射による国有林職員の死亡事故を受け、北海道森林管理局は、道内全ての国有林において、銃猟目的の入林禁止措置を発表したところですが、道有林においても、同様の事故の発生を大変危惧しており、また、12月14日には、林業関係団体から道に対し、道有林の入林禁止措置も含めた安全確保対策の徹底について要請があったところです。

こうしたことから、今後、事故原因が究明され、必要な対策が講じられるまでは、道有林内においても安全確保を最優先とし、これまでの規制に加え、国有林と同様、有害鳥獣捕獲等を除いて新たな入林規制を実施します。

ただし、ハンターによる狩猟が、エゾシカによる農林業被害の軽減に寄与していることも考慮し、主に森林内で業務が行われている平日のみを入林禁止します。

### 2 規制の内容

#### （1）銃猟規制区域について

道有林では、法令による銃猟禁止区域はもとより、観光地等で道民が頻繁に入林する区域、森林整備等の事業を実施する区域については、銃猟規制区域として、土曜日、日曜日、平日にかかわらず入林を禁止しています。

銃猟規制区域の範囲の見直しを行いましたので、北海道のホームページから、最新の銃猟区域図を必ず確認し、銃猟規制区域へは銃猟を目的とした入林をしないようお願いします。

([http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/dyr/H29\\_syuryoukiseikuikizu.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/dyr/H29_syuryoukiseikuikizu.htm))

#### （2）銃猟規制区域以外の可猟とされる場所について

銃猟期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日のみの入林を認め、平日における銃器による銃猟を目的とした入林を全面的に禁止します。

ただし、市町村の管理下で実施する有害鳥獣捕獲、森林室が実施するモバイルカリング及び西興部村の猟区は除きます。

#### （3）開放林道及び銃猟通行路線について

開放林道（※1）は、これまでは平日の通行を可能としてきましたが、銃猟通行路線と同じ取扱いとし、土曜日、日曜日及び祝日のみ通行を認めることとします。

銃猟通行路線（※2）は、これまでどおり土曜日、日曜日及び祝日のみ通行を認めます。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日に森林作業を行う場合は閉鎖します。

※1 開放林道：一般車両による通行を含め、通年で開放している路線。

※2 銃猟通行路線：銃猟期間中の土・日・祝日及び年末年始に限り、銃猟を目的とした車両の通行を認めている路線。

(4) 胆振管理区（安平町、厚真町、むかわ町、夕張市及び由仁町）の入林禁止について

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震の影響により、林地の崩壊が多数発生していることから、胆振管理区（安平町、厚真町、むかわ町、夕張市及び由仁町）の道有林の入林は、当分の間、禁止しています。

(5) 実施時期

平成31年1月15日（火）から3月31日（日）まで（狩猟期間に限る。）

### 3 道民の皆様の入林について

道有林においては、従来から事故防止のため、狩猟期間中は一般の方々の入林をお控えいただくようお願いしているところです。今猟期中も土曜日、日曜日、祝日の一般狩猟及び有害鳥獣捕獲等による狩猟は行われますので、道民の皆様には引き続き同様の対応をお願いします。